

市第35号議案

精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

次のように精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定する

。

平成23年 9 月 2 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	泉区下飯田町35 5番地	社会福祉法人横浜市社会事業協会 理事長 高 橋 勉	横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの供用開始の日から平成34年 3 月31日まで

提 案 理 由

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）